

過渡的措置による精神科専門薬剤師認定申請資格

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた見識を備えていること。
- (2) 10年以上の薬剤師歴を有し、日本病院薬剤師会あるいは日本薬剤師会の会員であり、かつ、日本医療薬学会、日本薬学会、日本臨床薬理学会のいずれかの会員であり、かつ、日本精神神経学会、日本神経精神薬理学会、日本臨床精神神経薬理学会、日本生物学的精神医学会、日本病院・地域精神医学会、日本社会精神医学会、日本老年精神医学会のいずれかの会員であること。
- (3) 日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、日本医療薬学会認定薬剤師、日本薬剤師研修センター認定薬剤師、あるいは日本臨床薬理学会認定薬剤師であること。
- (4) 申請時において、引き続いて（連続して）10年以上、精神科を標榜する病院または診療所に勤務し、精神科領域における薬剤管理指導業務を通算10年以上実践していること（所属長の証明が必要）。
- (5) 日本医療薬学会、日本薬学会、日本薬剤師会学術大会、上記精神科領域の学会、関連する国際学会あるいは全国レベルの学会において、精神科領域に関する学会発表が3回以上（発表者であること）、複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に精神科領域の学術論文が3編以上（2編は筆頭著者であること）の全てを満たしていること。
- (6) 精神科領域における薬剤管理指導の実績が50症例以上を満たしていること。
- (7) 病院長あるいは施設長等の推薦があること。